

令和5年12月20日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局情報政策課長 清藤健一
最高裁判所事務総局審議官 清藤健一

要機密情報等を取り扱わない生成AIの業務利用に当たって
の許可基準及び手続等の参考資料について（事務連絡）

令和5年7月27日付け当職事務連絡「情報セキュリティに関する対策基準における生成AIの取扱いについて」において、情報セキュリティに関する対策基準における生成AIの取扱いの整理をお知らせしたところですが、この度、情報セキュリティ責任者が、要機密情報等を取り扱わない生成AIの業務利用についての許可基準及び手続等を定めるに当たっての参考資料として、別紙「約款による外部サービスに該当する生成AIの利用申請等について（情報セキュリティ責任者向け）」を作成しましたので、提供します。

情報セキュリティ責任者においては、別紙を参考にして、約款による外部サービスに該当する生成AIの利用の許可基準を明らかにする申請書の書式を定めた上、

所属の職員に対し、約款による外部サービスに該当する生成AIを業務利用する場合には定められた申請書をセキュリティ責任者に提出して許可を得るよう、周知してください。

(別紙)





